

# 参 考

## 【参考1】本国市場への集約に伴う東証上場廃止会社の事例

年	上場廃止会社	上場継続取引所	東証以外の撤退取引所
2004年	アップル・コンピュータ	ナスダック	フランクフルト
2006年	ダイムラー・クライスラー	フランクフルト、シュツットガルト、ニューヨーク	ユーロネクスト、スイス、NYSE Arca(旧パシフィック)、フィラデルフィア、シカゴ、ベルリン-ブレーメン、デュッセルドルフ、ハンブルグ&ハノーバー、ミュンヘン
2006年	ドイツ銀行	ドイツ、ニューヨーク	ロンドン、ユーロネクスト、ルクセンブルク、ウィーン、スイス

※:日本企業(含:松下・日立・三菱UFJ)についても、海外市場から撤退し、本国市場へ集約するケースが増えているのが実態

※:NYSEでも外国会社による上場撤退が起こっている。

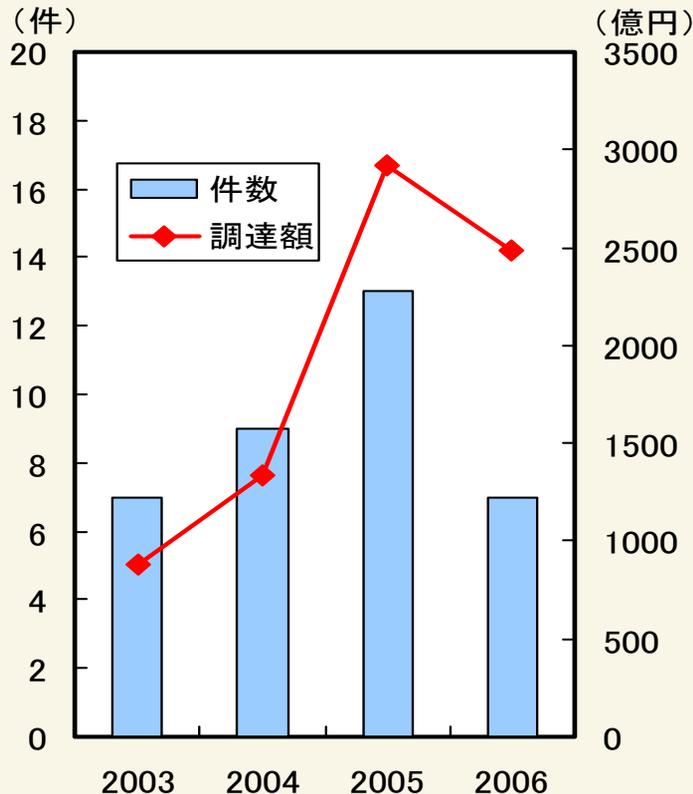
## 【参考2-1】東証上場とPOWLの比較

	東証上場	POWL
<b>【発行会社】</b>		
発行開示	あり	あり
継続開示	あり	あり
発行登録	利用可能	利用可能(社債のみ)
適時開示	あり	なし
内部統制報告書	あり	なし
親会社開示	あり	なし
実施費用	発行コスト+上場コスト	発行コスト
<b>【投資者(株主)】</b>		
売買市場	東証市場	海外市場
売買通貨	日本円	現地通貨
売買コスト	国内委託手数料	国内委託手数料+海外委託手数料等
国内での株価報道	あり	原則としてなし
会社情報の株主への送付	あり(無料)	なし(証券会社で縦覧可能) * 実費負担により株主への送付も可能
取扱証券会社	東証参加者	外国株海外委託取引取扱証券会社

## 【参考2-2】最近のPOWLの概況(2003年～)

- 2003年以降、36件のPOWLが実施され7,618億円の資金を本邦内において調達
- 同期間中に4社が複数回のPOWLを実施

### 2003年以降のPOWL実施件数及び調達額



(出所)各種資料から東証作成

### 企業設立地別POWL実施状況(2003年以降)

企業設立地	件数	本邦内調達額 (億円)
中国	16	2,140
台湾	5	1,342
韓国	1	932
イタリア	2	817
香港	5	729
フランス	1	545
オーストラリア	1	403
インド	3	644
シンガポール	2	66
合計	36	7,618

## 【参考3-1】主要取引所の主な上場数値基準の円価による比較

### (メインボード)

	東証 (市場第一部、第二部)	香港 (Main Board)	ロンドン (Main Market)	NYSE
利益の額	最近2年:1億円、4億円 又は 最近3年合計:6億円	最近3年間:8億円	—	直近3年間:122億円かつ 直近2年の年間:31億円
時価総額	20億円(市場第二部) 500億円(市場第一部)	①639億円+売上80億円 ②320億円+売上80億円	1億7,000万円	①全世界612億円+売上123億円 ②全世界919億円+売上92億円
株主数	800人(市場第二部) 2,200人(市場第一部)	300人又は1,000人	—	5,000人
株主分布 (浮動株数・比率)	特定の株主が著しく多数を保有していないこと	8億円又は発行済株式数の 25%	25%	250万株及び123億円
事業実績	3年	3年	3年	—

### (新興企業向け市場)

	東証 (マザーズ)	香港 (GEM)	ロンドン (AIM)	ナスダック (Capital Market)
利益の額	—	—	—	9,200万円
上場時価総額	10億円	7億円	—	—
株主分布(株主数)	新たに300人	100名	—	300人
事業実績	1年	2年	—	1年
浮動株数(比率)	—	20%又は25%	—	100万株

\* 外貨から円貨への換算レートは、2007年2月23日の三菱東京UFJ銀行の対顧客直物電信売相場(米ドル:122円55銭、英ポンド:241円82銭、香港ドル:15円98銭)を使用。

(出所)各取引所公表資料等から東証作成。

## 【参考3-2】主要取引所の主な上場廃止基準等比較(メインボード①)

	東証 (市場第一部、第二部)	香港 (Main Board)
株主数	流通の状況の著しい悪化(重複上場の場合は本国での状況を勘案)と認められた場合	—
浮動株数(比率)		—
売買高		—
上場株式数	4,000単位	—
上場時価総額	—	—
売上高	—	—
その他	債務超過、銀行取引の停止、破産手続、再生手続、更生手続、事業活動の停止、不適当な合併、有報等提出遅延、虚偽記載・不適正意見、上場契約違反、本国での上場廃止等	以下の事項に該当する場合、取引所は売買停止又は上場廃止とすることができる。 (1) 重大な上場規則違反 (2) 浮動株の減少 (3) 業務遂行に不十分な実務レベル及び資産 (4) 上場に不適当な発行者又はビジネス

(出所)各取引所公表資料等から東証作成。

## 【参考3-3】主要取引所の主な上場廃止基準等比較(メインボード②)

	ロンドン(注) (Main Market)	NYSE
株主数	—	①400人
浮動株数(比率)	25%(当局が認めた緩和基準を含む)	②1,200人及び月間売買高10万株 ③浮動株数60万株 *①~③のいずれか。
売買高	—	
上場株式数	—	—
上場時価総額	70万ポンド(当局が認めた緩和基準を含む)	全世界時価総額2,500万ドル  [上場時に「利益基準」を採用した場合] 全世界時価総額7,500万ドル及び総株主資本7,500万ドル  [上場時に「時価総額・売上高・キャッシュフロー基準」を採用した場合] (1) 全世界時価総額2億5,000万ドル及び直近1年売上高2,000万ドル (2) 全世界時価総額7,500万ドル  [上場時に「時価総額・売上高基準」を採用した場合] (1) 全世界時価総額3億7,500万ドル及び直近1年売上高1,500万ドル (2) 全世界時価総額1億ドル
売上高	—	
その他	・取引承認の取消し ・売買停止6か月以上	—

(注)UKLAのオフィシャル・リストから削除された場合には、取引所での取引承認が取消されることになる。

(出所)各取引所公表資料等から東証作成。

## 【参考3-4】主要取引所の主な上場廃止基準等比較(新興企業向け市場)

	東証 (マザーズ)	香港 (GEM)	ロンドン (AIM)	ナスダック (Capital Market)
株主数	本邦内株主150人未満	—	—	300人
売上高	最近1年間における売上高が1億円未満	—	—	—
上場時価総額	5億円未満	—	—	①3,500万ドル
売買高	最近1年間の平均売買高が10単位未満又は最近3か月間に約定なし	—	—	—
利益の額	—	—	—	②50万ドル
株主資本	債務超過の状態が1年継続	—	—	③250万ドル
その他	銀行取引の停止、破産手続、再生手続、更生手続、事業活動の停止、不適当な合併、有報等提出遅延、虚偽記載・不適正意見、上場契約違反	<p>売買停止期間が長期にわたり、かつ発行会社が適当な説明を行わない場合、取引所は上場廃止にすることが可能。</p> <p>[主な売買停止基準]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破産/清算手続</li> <li>・浮動株数の減少</li> <li>・重大な上場規則違反</li> <li>・不十分な情報開示</li> <li>・不公平な情報開示</li> </ul>	<p>公開企業がAIM規則に違反したと取引所が認定した場合には、公開承認の取消しを含めた処分を行うことが可能。</p>	<p>①～③のすべてを充足できない場合、上場廃止の対象となる。</p> <p>浮動株数:50万株又は浮動株時価総額:100万ドル</p>

(出所)各取引所公表資料等から東証作成。

## 【参考3-5】主要取引所の上場費用比較(メインボード)

	東証(注1) (市場第一部、第二部)	香港(注2) (Main Board)	ロンドン (Main Market)	NYSE
上場審査(申請)料	200万円	—	—	—
新規上場料	250万円+定率料金 * 定率料金=上場株式数× 2銭2厘5毛×割引率 * 定率料金の上限:1,350万円	時価総額に応じて 150,000~650,000香港ドル (約240~1,040万円)	時価総額に応じて 5,450~272,400ポンド (約130~6,600万円)	37,500ドル+発行済み株式数に 応じた額 * 下限:150,000ドル 上限:250,000ドル (約1,850~3,100万円)
年間上場料	上場時価総額に応じて 12~84万円	額面総額に応じて 145,000~1,188,000香港ドル (約230~1,900万円)	時価総額に応じて 3,585~35,348ポンド (約90~850万円)	発行済み株式数×0.00093ドル * 下限38,000ドル (下限約470万円)
上場初年度合計	462万+α~1,800万円	295,000~1,838,000香港ドル (約470~2,940万円)	9,035~307,748ポンド (約220~7,440万円)	188,000~288,000ドル+α (約2,300~3,500万円+α)

(注1)主たる市場が東証以外の場合の上場費用

(注2)従たる上場の場合には25%(新規上場料の下限:150,000香港ドル)を徴収。

\* 外貨から円貨への換算レートは、2007年2月23日の三菱東京UFJ銀行の対顧客直物電信売相場(米ドル:122円55銭、英ポンド:241円82銭、香港ドル:15円98銭)を使用。

(出所)各取引所公表資料等から東証作成。

## 【参考3-6】主要取引所の上場費用比較(新興企業向け市場)

	東証 (マザーズ)	香港 (GEM)	ロンドン (AIM)	ナスダック (Capital Market)
上場審査(申請)料	200万円	—	—	5,000ドル (約60万円)
新規上場料	100万円+公募・売出金額に応じた額 * 上限2,000万円	時価総額に応じて 10~20万香港ドル (約160~320万円)	4,340ポンド (約105万円)	上場株式数に応じて 50,000~75,000ドル (約610~920万円)
年間上場料	上場時価総額に応じて 48~408万円 * 上場後3年間は半額	額面総額に応じて 10~20万香港ドル (約160~320万円)	4,340ポンド (約105万円)	27,500ドル (約340万円) * ADRの場合は発行済株式数に応じて17,500~21,000ドル (約210~260万円)
上場初年度合計	324万+ $\alpha$ ~2,404万円  ※平均は540万円程度	20~40万香港ドル (約320万~640万円)	8,680ポンド (約210万円)	72,500~107,500ドル (約890万~1,320万円)

\* 外貨から円貨への換算レートは、2007年2月23日の三菱東京UFJ銀行の対顧客直物電信売相場(米ドル:122円55銭、英ポンド:241円82銭、香港ドル:15円98銭)を使用。

(出所)各取引所公表資料から東証作成。

## 【参考3-7】主要国等における株式新規公開所要期間

	日本	香港	英国	米国
証券会社等における準備期間 (デュー・デリジェンス等)	数か月～1年程度	約2か月	約5～6か月 * UKLAにおける承認手 続きを含む。	3～4か月
取引所での審査期間	約4か月(ファイナンス期 間を含む)	約50日(ファイナンス期 間を含む)	約1週間 * 取引所の取引承認	約3か月(SECへの登録 及びファイナンス期間を含 む。)

(出所)各種資料から東証作成。